

資 料

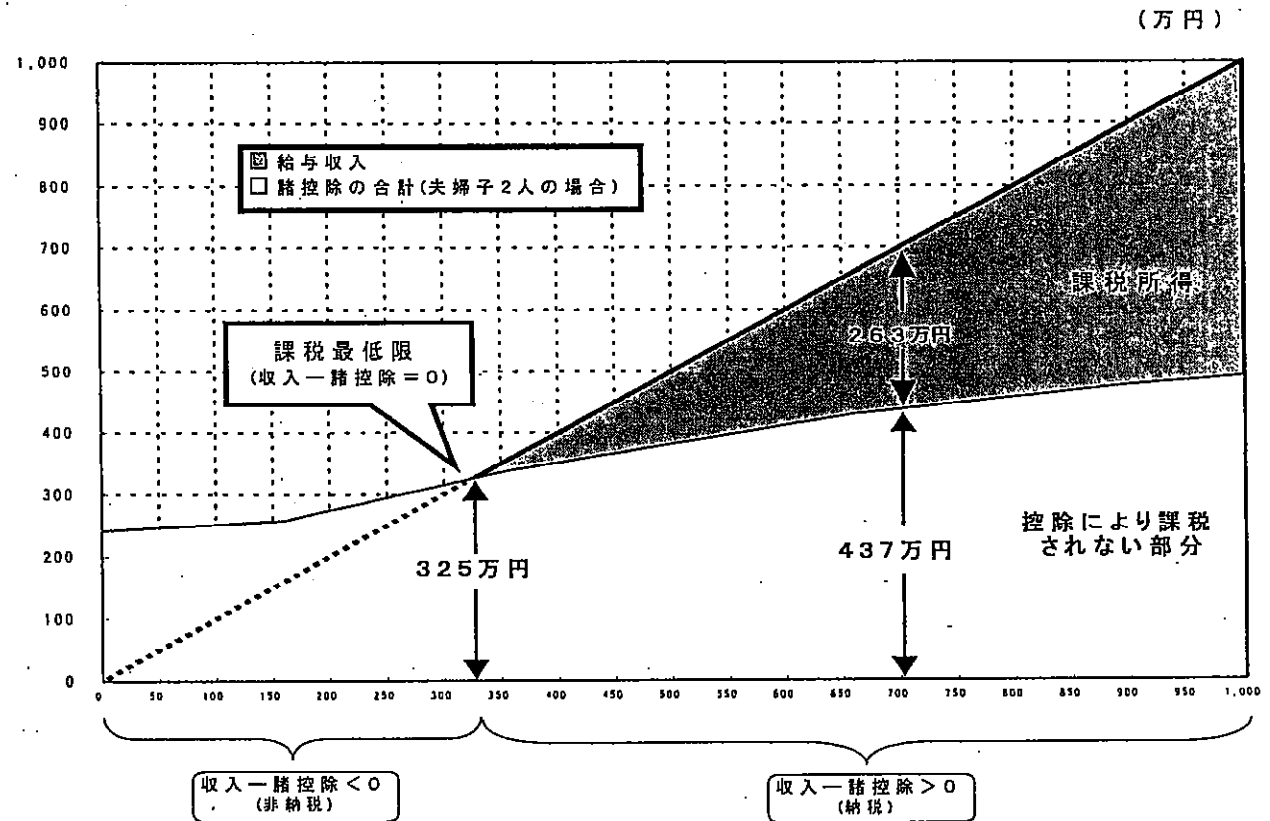
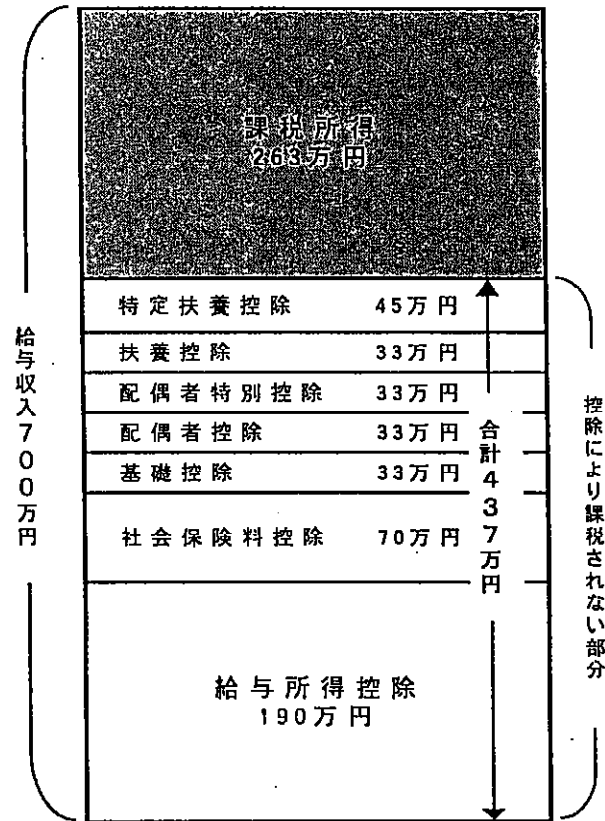
（個人住民税関係）

目

次

・ 個人住民税の課税最低限（夫婦子2人の給与所得者の場合）	1
・ 世帯構成に応じた個人住民税所得割の課税最低限の状況	2
・ 控除と課税所得…給与収入700万円の場合	3
・ 基礎的な人的控除の概要（個人住民税）	4
・ 特別な人的控除の概要（個人住民税）	5
・ 基礎的な人的控除の適用人員の推移	6
・ 特別な人的控除の適用人員の推移	7
・ 世帯構成の状況に応じた人的控除の組み合わせの例（個人住民税）	8
・ 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（個人住民税）（配偶者が給与所得者の場合）	9
・ 配偶者控除・配偶者特別控除の主な沿革（個人住民税）	10
・ 扶養控除の概要（個人住民税）	11
・ 扶養控除の主な沿革（個人住民税）	12
・ 老年者控除（個人住民税）	13
・ その他の所得控除制度の概要（個人住民税）	14
・ 個人住民税の納税義務者及び人的非課税の範囲	15
・ 個人住民税均等割の税率改正と収入額等の推移	16
・ 個人住民税所得割の課税最低限等の推移（夫婦子2人の給与所得者の場合）	17

個人住民税の課税最低限（夫婦子2人の給与所得者の場合）



$$X - (X \times 0.3 + 180,000) - X \times 0.1 - 1,770,000 = 0$$

この式によって計算すると $X = 325$ 万円

給与収入 給与所得控除 社会保険料控除 基礎控除 配偶者控除 配偶者特別控除 扶養控除 特定扶養控除

世帯構成に応じた個人住民税所得割の課税最低限の状況

(夫婦子2人の給与所得者の場合(注1) 325万円)

給与所得控除	社会 保険料 控除	基礎 控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	扶養 控除	特定扶養 控除
115.5万円	32.5万円	33万円	33万円	33万円	33万円	45万円

(夫婦子1人の給与所得者の場合(注1) 250万円)

給与所得控除	社会 保険料 控除	基礎 控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	扶養 控除
93万円	25万円	33万円	33万円	33万円	33万円

(夫婦のみの給与所得者の場合(注1) 195万円)

給与所得控除	社会 保険料 控除	基礎 控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除
76.5万円	19.5万円	33万円	33万円	33万円

(独身の給与所得者の場合 108.8万円)

給与所得控除	社会 保険料 控除	基礎 控除
65万円(注2)	10.8万円	33万円

(注1) 夫婦のうちいずれか一方の者のみが給与所得を得ているケースをいう。

(注2) 65万円は給与所得控除の最低保障額である。

控除と課税所得…給与収入700万円の場合

個人住民税負担額
(注2)

【夫婦2人の場合(注1)】

給与所得控除 190万円	社会保険 料控除 70万円	基礎 控除 33 万円	配偶者 控除 33 万円	配偶者 特別 控除 33 万円	扶養 控除 33 万円	特定扶養 控除 45万円	課税所得 263万円	13.9 万円
-----------------	---------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------------	----------------------	--------------------	---------------	------------

【夫婦1人の場合(注1)】

給与所得控除 190万円	社会保険 料控除 70万円	基礎 控除 33 万円	配偶者 控除 33 万円	配偶者 特別 控除 33 万円	扶養 控除 33 万円	課税所得 308万円	17.7 万円
-----------------	---------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------------	----------------------	---------------	------------

【夫婦のみの場合(注1)】

給与所得控除 190万円	社会保険 料控除 70万円	基礎 控除 33 万円	配偶者 控除 33 万円	配偶者 特別 控除 33 万円	課税所得 341万円	20.5 万円
-----------------	---------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------------	---------------	------------

【独身の場合】

給与所得控除 190万円	社会保険 料控除 70万円	基礎 控除 33 万円	課税所得 407万円	26.7 万円
-----------------	---------------------	----------------------	---------------	------------

(注1) 夫婦のうちいずれか一方の者のみが給与所得を得ているケースをいう。

(注2) 個人住民税負担額は定率減税後のものである。

基礎的な人的控除の概要（個人住民税）

		対 象 者	控 除 額	本人の所得要件
基 礎 控 除		・ 本人	33万円	
配偶者控除	控 除 対 象 配 偶 者	・ 生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	33万円	
	老人控除対象配偶者	・ 年齢が70歳以上の控除対象配偶者	38万円	
	(同居特別障害者加算)	・ 上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円	
配 偶 者 特 別 控 除		生計を一にする配偶者	最高33万円 (配偶者の年間所得による)	年間所得 1,000万円以下
扶 養 控 除	扶 養 親 族	・ 生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	33万円	
	特 定 扶 養 親 族	・ 年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	45万円	
	老 人 扶 養 親 族	・ 年齢が70歳以上の扶養親族	38万円	
	(同居特別障害者加算)	・ 上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円	
	(同居老親等加算)	・ 老人扶養親族が本人と同居している場合	+7万円	

特別な人的控除の概要（個人住民税）

	対 象 者	控 除 額	本 人 の 所 得 要 件
障 害 者 控 除	・ 本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	26万円	
(特別障害者控除)	・ 上記の者が特別障害者である場合	30万円	
老 年 者 控 除	・ 本人が65歳以上の者	48万円	年間所得 1,000万円以下
寡 婦 控 除	・ 老年者に該当しない者で、 ①夫と死別したもの ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	26万円	①の場合 年間所得 500万円以下
(特別寡婦加算)	・ 寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+4万円	年間所得 500万円以下
寡 夫 控 除	・ 老年者に該当しない者で、かつ、妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	26万円	年間所得 500万円以下
勤 労 学 生 控 除	・ 本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	26万円	年間所得が65万円以下、かつ 給与所得等以外が10万円以下

基礎的な人的控除の適用人員の推移

(単位:千人)

	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度
基礎控除(33万円)	42,974	45,692	51,050	51,635
配偶者控除	14,622	14,508	14,840	14,907
一般(33万円)	14,420	14,281	14,472	14,263
老人配偶者(38万円)	202	226	367	644
配偶者特別控除(最高33万円)	-	14,296	14,422	14,673
扶養控除	19,180	19,167	17,930	16,836
扶養親族数				
一般(33万円)	不明	23,873	21,551	19,522
特定扶養(45万円)	-	7,343	7,592	6,867
老人扶養(38万円)	不明	3,913	4,318	4,113
同居老親加算(+7万円)	不明	(3,173)	(3,488)	(3,265)
配偶者控除・障害者控除 同居特障加算(+23万円)	不明	(521)	(499)	(501)

(注)1. 「市町村税課税状況等の調」による。

2. 扶養親族数及び同居特障加算については、対象となる者の人数である。

特別な人的控除の適用人員の推移

(単位:千人)

	昭和60年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度
障害者控除	1,194	1,301	1,586	1,606
一般障害者	728	744	845	833
本人(26万円)	373	357	406	395
親族(26万円)	354	387	439	438
特別障害者	522	628	811	839
本人(30万円)	106	132	205	223
親族(30万円)	416	496	606	616
老年者控除(48万円)	1,504	1,695	2,820	3,776
寡婦控除	639	572	763	704
寡婦(26万円)	567	318	347	300
特別寡婦(30万円)	-	191	314	307
寡夫(26万円)	72	63	103	97
勤労学生控除(26万円)	3	2	1	4

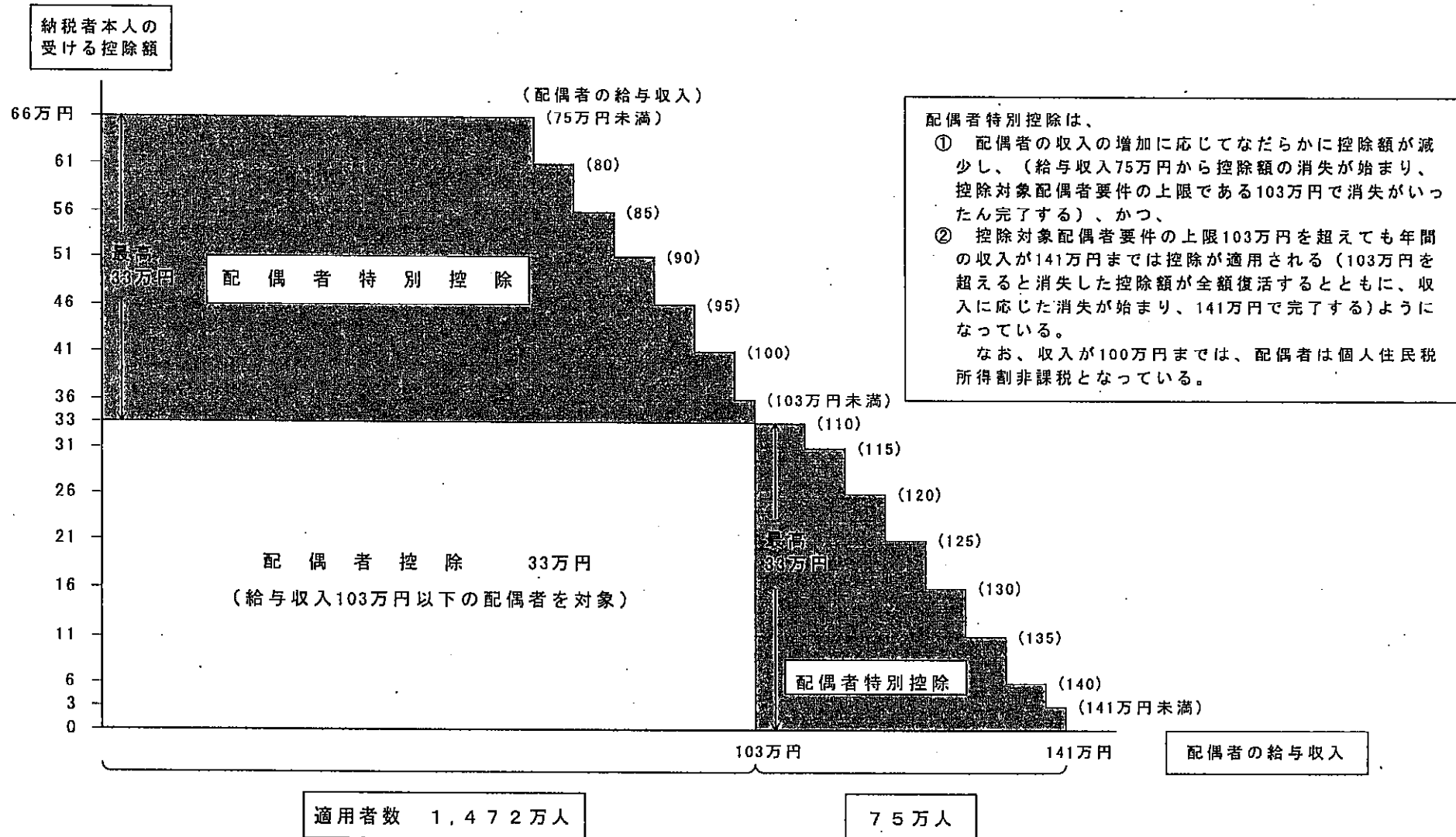
(注)1. 「市町村税課税状況等の調」による。

2. 障害者控除の内訳については、対象となる者の人数である。

世帯構成の状況に応じた人的控除の組み合わせの例(個人住民税)

		控除額計	基礎 控除 33万円	配偶者控除		配偶者 特別控除 最高 33万円	扶養控除					老年者 控除 48万円	障害者控除		寡婦控除	
				一般 33万円	老人 38万円		一般 33万円	特定 45万円	老人 38万円	同居老親 +7万円	同居特別 障害者 +23万円		一般 26万円	特別 30万円	一般 26万円	特別 +4万円
夫婦 のみ	本人・配偶者	99万円	○	○		○										
	本人(老年者)・配偶者(老人)	152万円	○		○	○						○				
夫婦 子1人	本人・配偶者・子(一般)	132万円	○	○		○	○									
	本人・配偶者・子(特定)	144万円	○	○		○		○								
夫婦 子2人	本人・配偶者・子(一般)・子(一般)	165万円	○	○		○	○○									
	本人・配偶者・子(一般)・子(特定)	177万円	○	○		○	○	○								
夫婦子 2人で親 1人と同 居	本人・配偶者・子(一般)・子(特定) ・親(老人・同居)	222万円	○	○		○	○	○	○	○						
	本人・配偶者・子(一般)・子(特定) ・親(老人・同居特別障害者)	275万円	○	○		○	○	○	○	○	○			○		
本人 子1人	本人・子(一般)	66万円	○				○									
	本人・子(特定)	78万円	○					○								
	本人(特別寡婦)・子(一般)	96万円	○				○									○
本人 子2人	本人・子(一般)・子(一般)	99万円	○				○○									
	本人・子(一般)・子(特定)	111万円	○				○	○								
本人子 2人で 親1人 と同居	本人・子(一般)・子(特定) ・親(老人)	156万円	○				○	○	○	○						
	本人・子(一般)・子(特定) ・親(老人・同居特別障害者)	209万円	○				○	○	○	○	○			○		
本人 のみ	本人	33万円	○													
	本人(寡婦)	59万円	○													○

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（個人住民税）、（配偶者が給与所得者の場合）



（備考）適用者数は、「平成13年度市町村税課税状況等の調」による全所得者に係る数値である。

配偶者控除・配偶者特別控除の主な沿革（個人住民税）

	配 偶 者 控 除 額	配 偶 者 特 別 控 除 額
昭和41年度	(扶養控除に代えて) 配偶者控除を創設) 80,000円	
52	200,000円	
54	210,000円	
55	220,000円	
60	260,000円	(昭和63年度創設)
63	280,000円	140,000円
平成2	300,000円	300,000円
3	310,000円	310,000円
7	330,000円	330,000円

(本人の所得要件)
800万円以下
1,000万円以下
"
"

(注) 上記金額は平年度ベースである。

(参考) 税制の抜本的見直しについての答申(抄) [昭和61年10月28日 政府税制調査会]

一 個人所得課税

6 課税単位及び配偶者特別控除等

(3) 配偶者特別控除の創設

(中略)

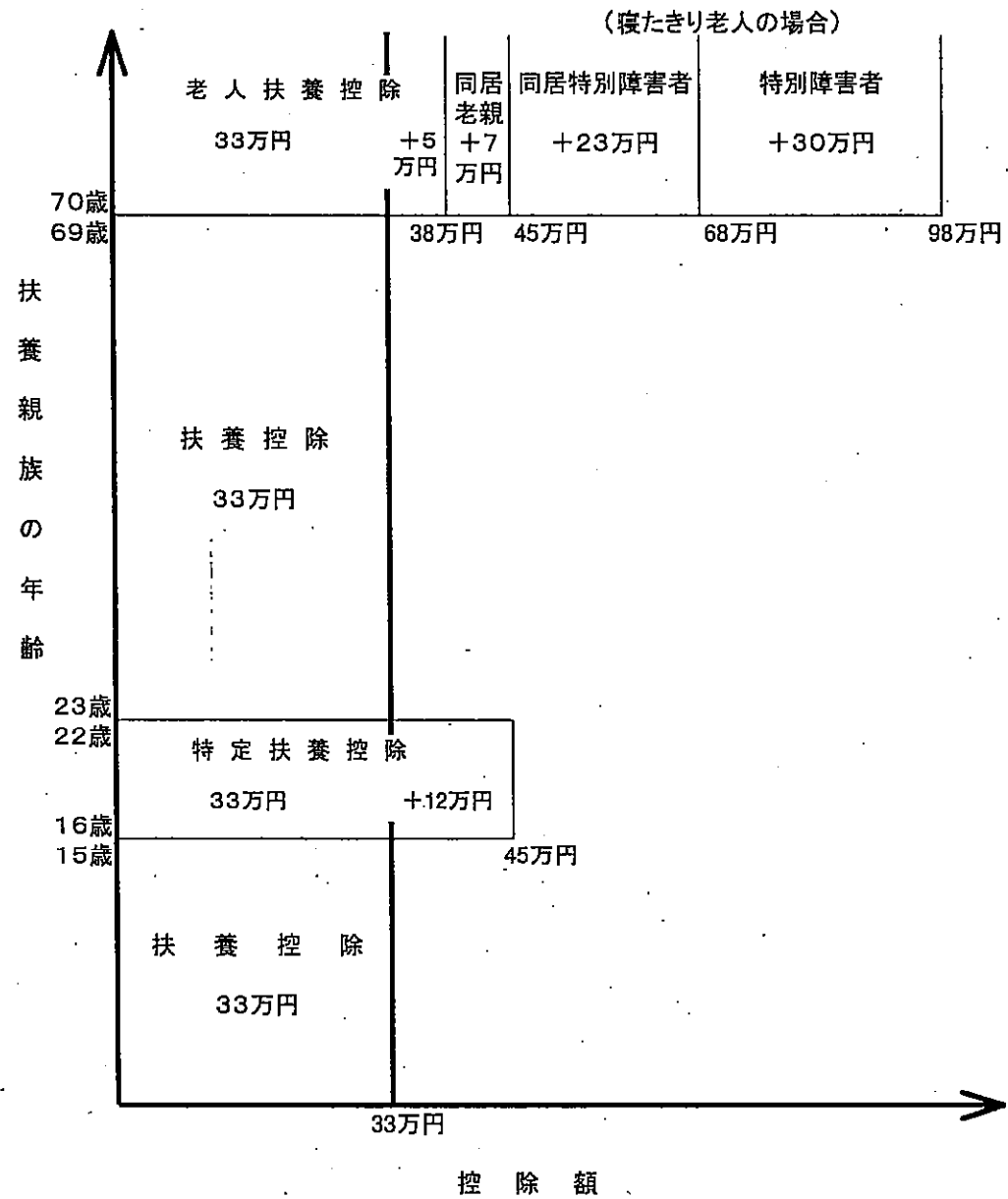
片稼ぎの給与所得者世帯にあっては、所得を稼得する仕事に直接従事しているのはたとえその一方であるにせよ、他方の配偶者もその稼得を支えていると考えるのがおそらくは自然であり、その意味では所得税及び個人住民税の課税に当たって、何らかのしん酌を加えることが妥当ではないかと思われる。

その場合、配偶者が所得を稼得する仕事に直接従事しているわけではないことから、所得を分与する形でしん酌するには無理があると考えられる。そこで、所得の稼得に対する配偶者の貢献といった事情をも念頭に置きつつ、世帯としての税負担の軽減を図る趣旨で、現行の配偶者控除に加え、おおむねその半分程度を目途として所得税においては15万円、個人住民税においては12万円の配偶者特別控除を設けることが適当である。

(中略)

なお、所得の稼得に対する配偶者の貢献という点については、共稼ぎ世帯や事業所得者の世帯においても同様の状況にあるのではないかとする指摘や配偶者特別控除についても二分二乗制の場合と同様に女性の社会進出を抑制するおそれがあるという意見があった。

扶養控除の概要(個人住民税)



扶養控除の主な沿革（個人住民税）

	一般扶養控除額	特定扶養控除額	老人扶養控除額	
			一 般	同居老親等
	(昭和37年度創設)		(昭和48年度創設)	(昭和55年度創設)
昭和59年度	260,000円		270,000円	310,000円
63	280,000円	(平成2年度創設)	290,000円	330,000円
平成2	300,000円	350,000円	350,000円	420,000円
3	310,000円	360,000円	360,000円	430,000円
6	〃	390,000円	〃	〃
7	330,000円	410,000円	380,000円	450,000円
11	〃	430,000円	〃	〃
12～	〃	450,000円	〃	〃

(参考) 税制改革についての中間答申(抄) [昭和63年4月28日 政府税制調査会]

一 個人所得課税の負担軽減・合理化

3 人的控除

(2) 個人住民税

① 基礎的な人的控除としては、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除(現行各28万円)のほか、配偶者特別控除(現行14万円)があり、これらは課税最低限を構成する要素となっている。

昨年9月の税制改正において、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の各2万円の引上げとともに、配偶者特別控除が創設されたところである。しかしながら、個人住民税においても、税制改革全体を通ずる税負担のあり方という観点からすれば、中低所得者層の個人住民税負担の軽減を図る必要があると考えられるところから、基礎的な人的控除について見直しを行い、課税最低限の引上げを図ることが適当である。

② 具体的には、次のような改正を行うことが適当である。

(中略)

ハ 教育費を含む種々の支出がかさむ世代の所得者の税負担の軽減を図る見地から、一定の年齢の扶養親族について、扶養控除の割増控除を設ける。

老年者控除（個人住民税）

1 制度の概要

納税者が老年者に該当するときは、48万円を「老年者控除」として所得控除ができる。

【昭和37年度創設】

（注）老年者の範囲

65歳以上の者で、合計所得金額が1,000万円以下であるもの。

2 老年者控除の主な沿革

区 分	控 除 額
昭和37年度	(昭和37年度創設) 税額控除 1,000円
43年度	所得控除制度（控除額6万円）へ改組
44～55年度	順次引上げ
59年度	所得控除 24万円
平成元年度	〃 48万円

（参考） 高齢社会対策大綱（抄） [平成13年12月28日閣議決定]

第1 目的及び基本姿勢

2 基本姿勢

(1) 旧来の画一的な高齢者像の見直し

高齢者は、全体としてみると健康で活動的であり、経済的にも豊かになっている。他方、高齢者の姿や状況は、性別、健康状態、経済力、家族構成、住居その他に応じて多様であり、ひとくくりに論ずることはできない。

このような高齢者の実態を踏まえ、健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく、施策の展開を図るものとする。

第2 横断的に取り組む課題

2 年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し

年齢だけで高齢者を別扱いしていることが結果的に高齢者が就業その他の多様な社会的活動に参加することの妨げになっていないかという観点から、就業における年齢制限その他の制度、慣行等について見直しを行うものとする。

他方、高齢者を年齢だけで一律に優遇している扱いについても、寿命が伸び、高齢者の所得、健康等の状況が変化している中で真に必要なか、必要な場合であっても基準としている年齢が適当かについて、見直しを行うものとする。

（以下略）

その他の所得控除制度の概要（個人住民税）

控除の種類	概 要	控 除 額 の 計 算 方 式
雑 損 控 除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① （災害損失の金額＋災害関連支出の金額）－年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left(\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 10万円} \\ \text{② 年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額}$ (最高限度額 200万円)
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	① 支払った生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 3万5千円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 3万5千円）
損害保険料控除 (平成3年度)	損害保険料を支払った場合に控除	支払った損害保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 短期2千円、長期1万円）
寄 附 金 控 除 (平成2年度)	次の寄附金を支払った場合に控除 ① 都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金 ② 住所地の都道府県共同募金会に対する一定の寄附金 ③ 日本赤十字社の支部に対する一定の寄附金	$\left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 25\% \end{array} \right) - 10\text{万円} = \text{寄附金控除額}$

(注) () 内は創設年度

個人住民税の納税義務者及び人的非課税の範囲

・ 納税義務者の範囲

納 税 義 務 者	納 め る べ き 税 額
ア 市町村（道府県）内に住所を有する個人 イ 市町村（道府県）内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	均等割額及び所得割額の合算額 均等割額

・ 人的非課税の範囲

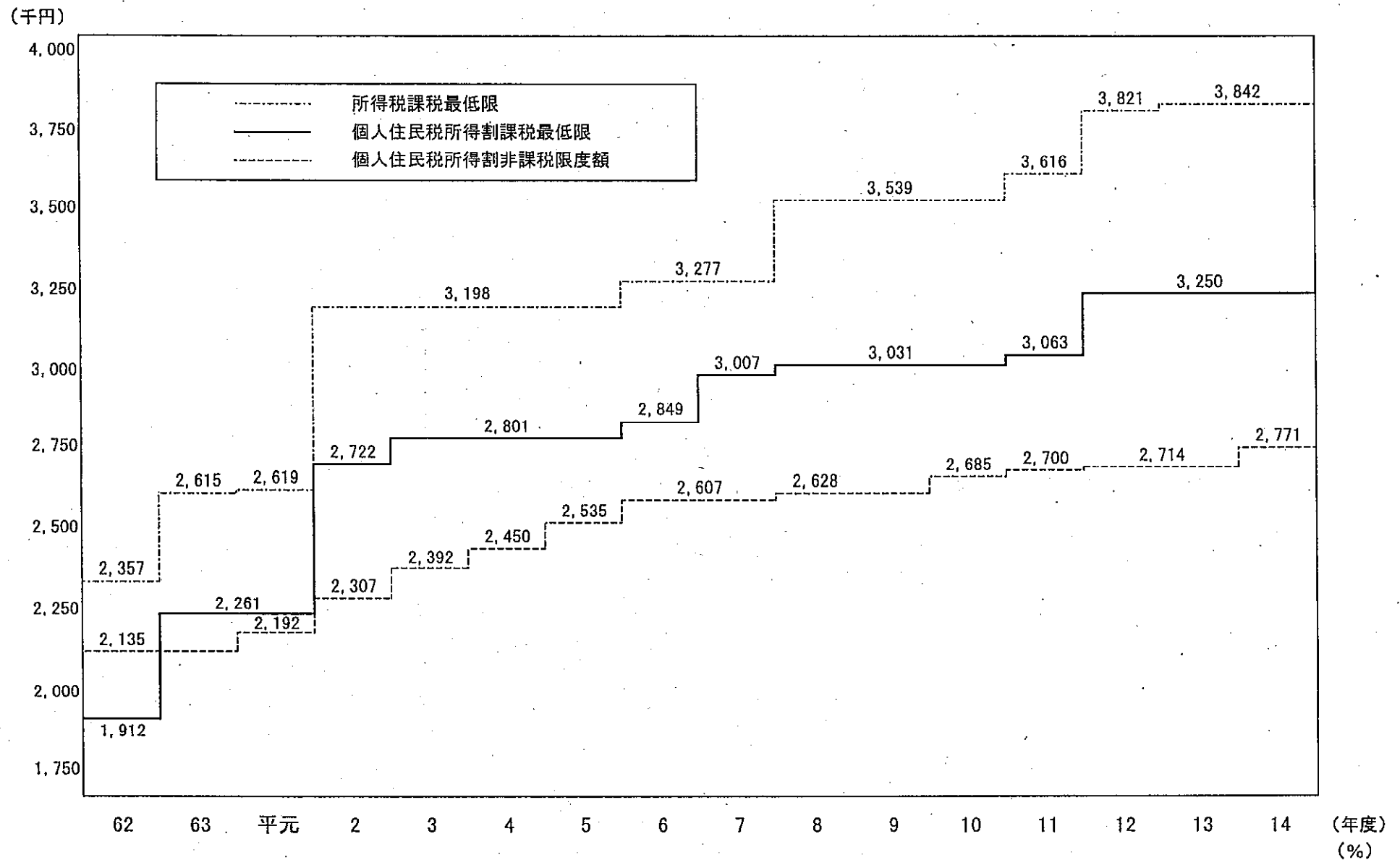
区 分	概 要									
ア 均等割と所得割がともに非課税とされる者	① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ② 障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者 （②については、退職所得に対する分離課税に係る所得割を除く。）									
イ 均等割が非課税とされる者	① 均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下の者 一定の基準＝$\left\{ \begin{array}{l} \text{本} \\ \text{控除対象配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\} \times$ <table><tr><td>35 万円</td><td>生活保護基準の級地区分の 1 級地</td><td>24 万円</td></tr><tr><td>31.5万円</td><td>2 級地</td><td>21.6万円</td></tr><tr><td>28 万円</td><td>3 級地</td><td>19.2万円</td></tr></table> （注）点線内の金額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する金額である。	35 万円	生活保護基準の級地区分の 1 級地	24 万円	31.5万円	2 級地	21.6万円	28 万円	3 級地	19.2万円
35 万円	生活保護基準の級地区分の 1 級地	24 万円								
31.5万円	2 級地	21.6万円								
28 万円	3 級地	19.2万円								
ウ 所得割が非課税とされる者	総所得金額等の金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に36万円を加算した金額）以下の者 総所得金額等の金額 $\leq 35\text{万円} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{本} \\ \text{控除対象配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\} (+36\text{万円})$									

個人住民税均等割の税率改正と収入額等の推移

年 度			昭和 25	昭和 26	昭和 29	昭和 51	昭和 55	昭和 60	平成 8	平成 12
区 分										
市 町 村 民 税	標 準 税 率	人口50万以上の市	800円	700円	600円	1,700円	2,000円	2,500円	3,000円	3,000円
		人口5万以上50万未満の市	600円	500円	400円	1,200円	1,500円	2,000円	2,500円	2,500円
		その他の市及び町村	400円	300円	200円	700円	1,000円	1,500円	2,000円	2,000円
		道府県民税(標準税率)	—	—	100円	300円	500円	700円	1,000円	1,000円
個人住民税収入額	(億円)	道府県民税 A	—	—	125	8,599	14,146	21,002	26,095	23,863
		市町村民税 B	464	470	538	16,123	28,901	45,028	64,075	60,444
		計 C	464	470	663	24,722	43,047	66,030	90,170	84,307
	うち均等割	道府県民税 D	—	—	19	98	174	266	456	469
		市町村民税 E	85	83	70	383	529	749	1,143	1,173
		計 F	85	83	89	481	703	1,015	1,599	1,642
	D/A		—	—	15.2	1.1	1.2	1.3	1.7	2.0
	E/B		18.3	17.7	13.0	2.4	1.8	1.7	1.8	1.9
	F/C		18.3	17.7	13.4	1.9	1.6	1.5	1.8	1.9

- 注) 1 税率は年額であり、個人住民税収入額は各年度とも決算額による。
2 道府県民税均等割は、昭和29年度に創設された。なお、昭和29年度の道府県民税均等割の収入額は、個人道府県民税の決算額を地方財政計画による所得割と均等割の収入見込額により按分した数値による。

個人住民税所得割の課税最低限等の推移（夫婦子2人の給与所得者の場合）



個人住民税課税最低限／ 個人住民税非課税限度額	89.6	105.9	103.1	118.0	117.1	114.3	110.5	109.3	115.3	115.3	115.3	112.9	113.4	119.7	119.7	117.3
----------------------------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

※ 所得税の課税最低限は、各年度の前年における額である。